

平成30年度盛岡北部行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表

1 任免及び人数の状況

(1) 職員の任免

ア 職員の採用

平成30年度に新たに採用された一般職の職員及び新たに再任用された職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	一般職	一般職のうち技能労務職員	一般職のうち介護保険事務職員	それ以外	備考
新規採用	0	0	0		
新規再任用	0	0	0		
市町からの派遣	1		1	0	

※市町からの派遣職員（事務局長以外）は介護保険事務を行っております。

※市町からの派遣職員の採用などの任免については構成市町で行われております。

イ 職員の離職

平成30年度に離職した一般職の職員及び再任用を満了した職員の状況は次のとおりです。

(単位：人)

		一般職	一般職のうち技能労務職員
離職	定年退職	0	0
	その他	0	0
	派遣解除	1	
再任用の満了		0	0

(2) 職員数 (平成31年1月1日現在)

ア 職員数の状況

(単位：人)

	職員数	対前年度増減数	備考
一般職	6		事務局長及びし尿処理施設職員
市町からの派遣職員	8		介護保険事務職員

※市町派遣職員（事務局長以外）について、当組合では負担金（補助金）で対応しているため人件費及び職員数には計上しておりません。

イ 年齢別一般職員構成の状況

(単位：人)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
一般職の職員数				1			1		2		2		6

2 人事評価の状況

地方公務員法の改正により、平成28年度から人事評価制度が法律上の制度として導入されました。本組合においても盛岡北部行政事務組合職員の人事評価実施規程を定め、「能力評価」と「業績評価」の両面から評価して人事管理の基礎とすることとしております。

また、市町からの派遣職員については、派遣元市町にて職員の任用、給与、分限等を行っていることから、人事評価制度における評価の最終的な判断等については、各構成市町で行うこととしています。

そのため、当組合では人事評価制度に準じた形での評価を行い、その評価内容を各構成市町で行う人事評価の参考資料として構成派遣元に提示しています。

3 給与の状況

(1) 人件費の状況 (平成30年度決算統計より)

区分	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率B/A
	千円	千円	千円	千円
平成30年度	447,190	30,390	49,485	11.1%

※人件費には派遣職員は含みません。

(2) 職員給与の状況 (平成30年度決算統計より)

区分	職員数 (人)	給与費			共済費 (千円)	合計 (千円)
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
本年度	6	22,683	18,005	40,688	7,754	48,442
前年度	6	22,389	17,665	40,054	7,448	47,502
比較	0	294	340	634	306	940

(3) 職種別・学歴別初任給の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	行政職(円)	労務職(円)	国の制度	
			行政職(円)	労務職(円)
高校卒	147,100	144,500	147,100	144,500
大学卒	179,200		179,200	

(4) 平均給料月額と平均年齢の状況

区分	行政職	労務職	
平成31年1月1日現在	平均給料月額(円)	321,725	309,900
	平均給与月額(円)	361,950	342,400
	平均年齢(歳)	46歳0月	48歳3月

(5) 級別職員の状況

区別	行政職			労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成31年1月1日現在 (合計 6人)	6級	1	25	6級		
	5級	1	25	5級		
	4級			4級	2	100
	3級	1	25	3級		
	2級			2級		
	1級	1	25	1級		
	計	4		計	2	

(6) 主な職員手当の状況

ア 職員手当の内訳 (平成30年度決算)

職員手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外・休日勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)
	本年度	1,183	353	360	639	480	5,611
	前年度	1,286	353	360	710	480	5,400
	比較	△ 103	0	0	△ 71	0	211
	区分	勤勉手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当一般負担金 (千円)		
本年度	3,994	496	648	4,241			
前年度	3,746	496	648	4,187			
比較	248	0	0	54			

※人件費には派遣職員は含みません。

イ 期末手当、勤勉手当の状況 (平成30年度決算)

区分	支払期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、 職務の級等による 加算措置
	6月(月分)	12月(月分)		
本年度	2.125	2.325	4.450	有
前年度	2.075	2.325	4.400	有
国の制度	2.125	2.325	4.450	有

ウ 定年退職及勤奨退職に係る退職手当の状況

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備考
支給率等	24.58688	33.27075	47.70900	47.70900	定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)	平成31年4月1日現在
国の制度 (支給率等)	24.58688	33.27075	47.70900	47.70900	定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)	平成31年4月1日現在

エ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		行政職	労務職
給料総額に対する比率 (%)	1.57	1.39	1.93
支給対象職員の比率 (%) (平成31年1月1日現在)	83.33	75.00	100.00
代表的な特殊勤務手当の名称	環境衛生センター従業員手当		

オ その他の手当 (平成30年度)

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	「同じ」	
住居手当	「同じ」	
通勤手当	「異なる」	交通用具使用者に係る支給限度額 (組合は38,300円、国は31,600円)
		交通機関利用者に係る一箇月当たり支給限度額 (組合は50,000円、国は55,000円)

(7) 特別職の報酬の状況

特別職の職員のうち、平成31年1月1日現在組合議員の議員報酬の状況です。

区分		議員報酬年額
議員報酬	議長	55,000 円
	副議長	45,000 円
	議員	41,000 円

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他勤務条件は、八幡平市の条例等を準用しています。その概要は、次のとおりです。

(1) 勤務時間

勤務時間は、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分で、1週間38時間45分です。

(2) 休息時間

職員の休息時間は、正午から午後1時までの60分としています。

(3) 週休日・休日

週休日とは、原則として毎週日曜日及び土曜日を、また、休日とは祝日法による休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）及び年末年始の休日12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）をいいます。

(4) 休暇

休暇の種類は、給与が支払われるか否かによって、有給休暇と無給休暇があります。有給休暇には、事由を限らず、毎年付与される年次休暇と、特定の事由に基づいて認められる病気休暇、特別休暇があります。特別休暇は公民権公私等休暇、結婚、出産など24項目設けています。

○年次休暇の取得状況

平成30年における1人当たりの平均年次休暇取得日数は13.4日でした。

(5) 介護休暇の取得状況

配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするために、連続する6月の期間内に勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇ですが、平成30年度中の取得者はいませんでした。

5 休業の状況

(1) 育児休業等

職員は、3歳に達する荷までの子を養育するために育児休業することができます。また、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、部分休業(勤務時間の一部(1日2時間以内)を休業)することができますが、平成30年度中の取得者はいませんでした。

(2) 病気休暇

平成30年度は長期病気休暇による休業はありません。

6 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数

(平成30年度)

処分理由	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績がよい場合					0
心身の故障の場合					0
職に必要な適格性を欠く場合					0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0
合計	0	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者数(行為別)

(平成30年度)

処分の具体的理由	戒告	減給	停職	免職	計
給与・任用に関する不正					0
一般服務違反関係					0
一般非行関係					0
収賄等関係					0
道路交通法違反					0
監督責任					0
合計	0	0	0	0	0

(3) 刑事処分者数

(平成30年度)

事件の種類	降任	免職	休職	降給	計
横領による場合					0
傷害・暴行による場合					0
公職選挙法違反による場合					0
道路交通法違反による場合					0
その他					0
合計	0	0	0	0	0

7 服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、民間企業の勤労者とは異なる服務上の強い制約が課されています。

これらの服務規律を保持し、円滑な行政組織の運営を図るため、平成30年度中に全職員に対して服務規律保持のため周知しました。

項目	件数
交通安全の確保及び交通事故防止に関する事	1
業務上の利害関係者との接触	2
職員倫理の保持に関する事	
健康管理に関する事	
服装・みだしなみに関する事	1

8 退職管理の状況

退職管理制度について定めた地方公務員法の一部を改正する法律が平成28年度から施行されましたが、当組合において、事務局長は構成市町からの出向であり、出向元の規程を適用するため、該当する職員はいません。

9 研修の状況

職員の資質向上及び組合事務の円滑な運営に資することを目的に実施しました。平成30年度の主な職場外研修は次のとおりです。

一般職員研修、財務研修、法規事務研修、人事評価研修(評価者、被評価者)、フォークリフト運転技能講習、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習、特定化学物質技能講習、認定調査員新規研修、介護給付適正化研修会、市町村職員等在宅医療・介護連携実務者研修、医療・介護連携基礎研修

10 福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、定期健康診断や胃部検診等を実施しています。

(2) 福祉厚生の状況

岩手県市町村共済組合、岩手県市町村職員健康福利機構の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である組合の負担金、補助金によって賄われています。

(3) 公務災害及び通勤災害の認定状況

平成30年度において公務災害及び通勤災害が発生し認定された件数は0件でした。

(4) 公平委員会に係る業務の状況

平成30年度において、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求や、不利益処分に関する不服申し立てはありませんでした。